

(1) 避難費用及び精神的損害について

避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じ、以下のとおりとする。

ア 帰還困難区域又はF町若しくはH町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に1000万円を加算し、この600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

イ 前記ア以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

ウ 住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用(生活費増加費用及び宿泊費等)が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

エ 中間指針において、避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(2) 住居確保に係る損害について

ア 前記(1)アの賠償の対象者で、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難(以下「移住等」という。)のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

(ア) 住宅(建物で居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、後記(ウ)に掲げる費用を除く。)と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値(中間指針第二次追補の財物価値)との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

(イ) 宅地(居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用(ただし、後記(ウ)に掲げる費用を除く。)と本件事故発生時に所有していた宅地の事故前価値(中間指針第二次追補の財物価値)との差額。ただし、所有していた宅地面積が400m²以上の場合には、当該宅地の400m²相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積)を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積(ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は、所有していた宅地面積)に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)に伴う登記費用、消費税等の諸費用

イ 前記(1)アの賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者のうち、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した前記ア(ア)及び(ウ)の費用並びに(イ)の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

ウ 前記ア又はイ以外で従前の住居が持ち家であった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

(ア) 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え(以下「修繕等」という。)のために実際に発生した費用(ただし、後記(ウ)に掲げる費用を除く。)と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

(イ) 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用

(ウ) (ア)及び(イ)に伴う登記費用、消費税等の諸費用

エ 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

(ア) 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

(イ) 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

オ 前記アないしエの賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

5 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方

経済産業省は、平成24年7月20日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表し、以下のような考え方を示した(丙C26、144)。

(1) 避難指示区域における不動産(住宅・宅地)に対する賠償

ア 基本的な考え方

(ア) 帰還困難区域においては、本件事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、本件事故発生時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。

事故時点から6年経過以降：全損、5年：6分の5、4年：6分の4、3年：半額(6分の3)、2年：6分の2

(イ) 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払をすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

解除の見込み時期は、事前に特別の決定がない場合には、居住制限区域であれば本件事故発生時点から3年、避難指示解除準備区域であれば本件事故発生時点から2年を標準とする。

イ 事故発生前の価値の算定

(ア) 宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数を乗じて本件事故発生前の時価相当額を算定する。

(イ) 住宅については、固定資産税評価額を元に算定する方法と建築着工統計に基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

a 固定資産税評価額に補正係数を乗じて事故前価値を算定する方法

(a) 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

I まず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

II 次に、Iで算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1.7倍の補正係数を乗じる。

III さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年数に応じた補正係数を乗じる。

(b) その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設ける。

(c) 外構・庭木については(a)で算定した時価相当額の15%として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5%は経年による償却を行わないこととする。

b 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

(a) 建物の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価を基に、上記aと同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価格を算定する。

(b) その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分については、最低賠償単価（約13.6万円/坪）を適用する。

c 個別評価

土地・建物について、様々な事情により、上記a及びbの算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

ウ 住宅の修復費用等

住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払として、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払することとする。

(2) 避難指示区域における家財に対する賠償

家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されることなどから、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

(次の表の4、5段目の欄の数の単位：万円)

以下の家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定

(3) 避難指示区域における営業損害・就労不能損害に対する賠償

ア 営業損害・就労不能損害の一括払

従来の一定期間ごとにおける実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

(ア) 農林業についての一括払の算定期間は、平成24年1月分から平成28年12月分まで（5年分）とする。ただし、平成24年1月分から同年6月分までについて既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

(イ) その他の業種についての一括払の算定期間は、平成24年3月分から平成27年2月分まで（3年分）とする。ただし、平成24年3月分から同年6月分までについて既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

(ウ) 給与所得についての一括払の算定期間は、平成24年3月分から平成26年2月分まで（2年分）とする。ただし、平成24年3月分から同年5月分までについて支払われたか、又は支払われる予定のある額があるときには、その額を控除した額とする。

イ 営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払の算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

ウ 帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払の対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

(4) 避難指示区域における精神的損害に対する賠償

ア 平成24年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払を行う。

イ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が前記アの標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払を行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

(5) 旧緊急時避難準備区域における賠償

ア 住宅等の補修・清掃費用

住宅等の補修・清掃に要する費用として、30万円の定額の賠償を行うこととし、これを上回る場合は実損額に基づき賠償するものとする。

イ 精神的損害・避難費用等の賠償

中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として平成25年3月分まで継続するとともに、全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、平成25年3月分までを一括して一人当たり20万円を支払うこととする。

ウ 営業損害・就労不能損害の賠償

営業損害については、平成25年12月分まで、就労不能損害（勤務先が避難指示区域外の場合）については、平成24年12月分まで継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。また、一括払に算定期間中の追加的な収入については賠償金から控除しない。

エ 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払を行う。

オ 旧屋内退避区域等への対応

旧屋内退避区域及びI市の一部については、避難継続者に対して平成23年9月末まで精神的損害の賠償金が支払われて

いたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払を行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。

6 被告東電の公表した賠償基準

被告東電は、本件事故後、以下の基準によって避難者等に対して賠償する旨を公表している（以下、これらの賠償の基準を「被告東電の公表賠償基準」という。）

(1) 被告東電は、平成23年8月5日に原賠審において策定された中間指針を踏まえ、同月30日付けプレスリリースにより、避難等対象者（前記1(1)参照）に対する避難生活等による精神的損害について、次のとおりの賠償基準を公表した（丙C14）。

ア 平成23年3月11日から同年8月31日まで

一人当たり月額10万円又は12万円

イ 平成23年9月1日から平成24年2月29日まで

一人当たり月額5万円

(2) 被告東電は、平成23年11月24日付けプレスリリースにより、避難等対象者に対する避難生活等による精神的損害（対象期間：平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）について、次のとおり、賠償基準を見直すことを公表した（丙C15）。

ア 見直し前

一人当たり月額5万円

イ 見直し後

一人当たり月額10万円又は12万円

(3) 被告東電は、中間指針第一次追補を踏まえ、平成24年2月28日付けプレスリリースにより、本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者に係る自主的避難等に係る損害について、次のとおりの賠償基準を公表した（丙C21）。

ア 18歳以下であった者（生年月日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者）及び妊婦（平成23年3月11日から同年12月31日までの間に妊娠していた期間のある者）

対象期間 平成23年3月11日から同年12月31日まで

賠償金額 一人当たり40万円

イ 上記ア以外の者

対象期間 平成23年3月11日から同年4月22日まで

賠償金額 一人当たり8万円

ウ なお、賠償金額の対象となる損害については、自主的避難を行った場合には、(1)自主的避難によって生じた生活費の増加費用、(2)自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(3)避難及び帰宅に要した移動費用、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合には、(1)放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(2)放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用がそれぞれ賠償対象となる。

(4) 被告東電は、平成24年6月1日付けプレスリリースにより、福島県K地域（ij市、il村、im村、in村、io町、ip町、iq町、ir町、ik村）における自主的避難等に係る損害について、次のとおりの賠償基準を公表した（丙C22、153）。

ア 対象者

本件事故発生時に福島県K地域に生活の本拠としての住居があった者で、18歳以下であった者（生年月日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者）及び妊娠していた者（平成23年3月11日から同年12月31日までの間に妊娠していた期間があった者）

イ 対象期間

平成23年3月11日から同年12月31日まで

ウ 賠償金額

一人当たり20万円

エ 賠償の対象

自主的避難を行った場合には、(1)自主的避難によって生じた生活費の増加費用、(2)自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(3)避難及び帰宅に要した移動費用、福島県のK地域に滞在を続けた場合には、(1)放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(2)放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(5) 被告東電は、中間指針第二次追補等を踏まえ、平成24年6月21日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠としての住居があった者について、当該区域からの避難の有無や帰還した時期にかかわらず、精神的損害に係る賠償金として、一人当たり月額10万円を支払うことを公表した（弁論の全趣旨）。

(6) 被告東電は、中間指針第二次追補及び「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、平成24年7月24日付けプレスリリースにより、以下のとおり、避難指示区域における賠償基準を公表した（丙C16）。

ア 財物に係る賠償について

(ア) 宅地・建物（外構を含む）に係る賠償

本件事故発生時に避難指示区域内に宅地・建物を所有していた者に対し、当該財物価値の喪失又は減少分を賠償する。

a 帰還困難区域

本件事故発生当時の財物価値を全額賠償する。

b 居住制限区域、避難指示解除準備区域

前記aの考え方により本件事故発生当時の財物価値を算定した上で、避難指示の解除見込み時期に応じた避難指示期間割

合を乗じて算定した金額を賠償する。

なお、避難指示解除の時期が、当初設定した避難指示の解除見込み時期を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して支払う。

(イ) 家財に係る賠償

本件事故発生当時に避難指示区域内の建物に家財を所有していた者を対象に、避難に伴い発生したと想定される家財の損害を世帯人数・家族構成ごとに定額で賠償する。なお、帰還困難区域については、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されることなどから、他の区域と比較して一定程度賠償額を高く設定する。

また、実際の損害総額が定額を上回ると想定される場合については、別途、個別評価による賠償方法を選択できる。

イ 精神的損害（避難に伴う生活費の増加分を含む。）について（将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して請求する場合）

(ア) 帰還困難区域

一人当たり600万円（対象期間：平成24年6月1日から平成29年5月31日まで）

(イ) 居住制限区域

一人当たり240万円（対象期間：平成24年6月1日から平成26年5月31日まで）

(ウ) 避難指示解除準備区域

一人当たり120万円（対象期間：平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）

(エ) 避難指示の解除見込み時期が決定された場合には、その期間に応じた金額を支払う。また、避難指示解除までに要する期間が長引いた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して支払う。

(7) 被告東電は、中間指針第二次追補及び「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、平成24年7月24日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、I市独自の避難要請区域及び特定避難勧奨地点に住居があった者の精神的損害（避難に伴う生活費の増加分を含む。）について、次のとおりの賠償基準を公表した（丙C19）。

ア 旧緊急時避難準備区域（将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して請求する場合）

(ア) 対象期間を平成24年6月1日から同年8月31日までとし、当該期間分の精神的損害に対する賠償金として、一人当たり30万円を支払う。

(イ) 中学生以下の者については、学校などの再開状況を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、一人当たり35万円（月額5万円）を支払う。

(ウ) 通院交通費等の生活費の増加分については、インフラの復旧状況等を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分として一人当たり20万円を支払う。

イ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域又はI市独自の避難要請区域に早期に帰還した者や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた者に対し、対象となる期間（旧緊急時避難準備区域については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、旧屋内退避区域及びI市独自の避難要請区域については平成23年3月11日から同年9月30日まで）において精神的損害が支払われていない期間に応じて、一人当たり月額10万円を支払う。

(8) 被告東電は、平成24年8月13日付けプレスリリースにより、本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及びI市独自の避難要請区域に生活の本拠としての住居があった者のうち、本件事故発生により避難した後、以下の対象期間の途中で帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けたことなどにより、以下の対象期間において、避難生活等による精神的損害に係る賠償金を受領していない期間のある者の損害を賠償することを公表した（丙C20）。

ア 対象期間

(ア) 旧緊急時避難準備区域

平成23年3月11日から平成24年2月29日まで

(イ) 旧屋内退避区域及びI市独自の避難要請区域

平成23年3月11日から同年9月30日まで

イ 賠償金額

一人当たり月額10万円

ウ 対象となる損害

避難等によって被った精神的苦痛に対する損害

避難生活等による生活費の増加費用

(9) 被告東電は、中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年12月5日付けプレスリリースにより、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居のあった者並びに福島県K地域及び宮城県I町に生活の本拠としての住居があった者の自主的避難等に係る損害について、以下のとおり、追加の賠償を実施することを公表した（丙C24、152）。

ア 自主的避難等対象区域

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

(b) 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者で平成24年1月1日から同年8月31日

までの間に18歳以下であった期間がある者及び上記期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者について、一人当たり8万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用(清掃業者への委託費用など)

中間指針第一次追補に基づく賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者について、一人当たり4万円

イ 福島県K地域及び宮城県I町

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

(b) 福島県K地域又は宮城県I町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 賠償対象者及び賠償金額

平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び上記期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者について、一人当たり4万円

(イ) 追加的費用に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

(a) 福島県K地域又は宮城県I町での生活において負担された追加的費用(清掃業者への委託費用など)

(b) 中間指針第一次追補に基づく賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に福島県K地域又は宮城県I町に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者について、一人当たり4万円

(10) 被告東電は、平成25年2月4日付けプレスリリースにより、以下のとおり、旧緊急時避難準備区域における中学生以下の者及び高等学校に在学していた者の精神的損害に関する取扱いを公表した(丙C265、383)。

ア 対象者

本件事故発生時に住居が旧緊急時避難準備区域にあった者のうち、(1)平成24年9月1日時点において中学生以下の者(平成9年4月2日以降に出生した者)又は(2)平成24年9月1日時点において高等学校に在籍し、かつ、年齢が15歳から18歳であった者(平成6年4月2日から平成9年4月1日までの間に出生した者)

イ 対象損害

避難等に関連した学校生活等における精神的損害

ウ 対象期間及び賠償金額

平成24年9月1日から平成25年3月31日までの期間について、1か月当たり5万円(合計35万円)

(11) 被告東電は、平成25年2月13日付けプレスリリースにより、以下のとおり、避難指示等対象区域の者並びに福島県K地域及び宮城県I町の者に対する自主的避難等に係る損害に対する追加的賠償を行うことを公表した(丙C25)。

ア 避難指示等対象区域の者

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等

(b) 避難指示等対象区域又は自主的避難対象区域に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等

b 対象者

本件事故発生時に避難指示等対象区域に生活の本拠としての住居があり、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に避難指示等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在した者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び同期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり8万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

避難指示等対象区域での生活において負担した追加的費用等(清掃業者への委託費用など)

b 対象者

本件事故発生時に旧屋内退避区域又はI市独自の避難要請区域に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

イ 福島県K地域及び宮城県I r町の者

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

(b) 福島県K地域又は宮城県I r町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 対象者

本件事故発生時に福島県K地域又は宮城県I r町に生活の本拠としての住居があった者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び同期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

福島県K地域又は宮城県I r町での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用など）

前回の賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 対象者

本件事故発生時に福島県K地域又は宮城県I r町に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

(12) 被告東電は、平成25年3月29日付けプレスリリースにより、以下のとおり、家財の賠償を行うことを公表した（丙C149、270）。

ア 賠償の対象となる損害

本件事故発生時点において避難指示区域内の住宅に所有していた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額及び避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費

イ 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に居住していた者及び避難指示区域外に居住していたものの避難指示区域内に住宅を所有又は賃借していた者

ウ 賠償金額

(ア) 避難指示区域内に居住していた者に対する定型賠償

a 一般家財の賠償

本件事故発生時点の世帯人数及び家族構成に応じて以下のとおり金額を設定した。

b 高価家財の賠償

避難等に伴う管理不能等により1品当たりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理清掃費用相当額として、前記aとは別に1世帯当たり20万円を支払う。

(イ) 避難指示区域外に居住していた者に対する定型賠償

本件事故発生時点において避難指示区域内に自己使用目的で所有していた家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、修理清掃費用相当額として、所有者一人当たり10万円を支払う。

(13) 被告東電は、平成25年3月29日付けプレスリリースにより、宅地・建物・借地権等に係る賠償を開始することを公表した。このうち、個人に関する賠償に係る内容は、次のとおりである（丙C145の1及び2）。

ア 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有していた個人（対象となる者から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記をした者も含む。）

イ 対象資産

本件事故発生時点において避難指示区域内に所在していた宅地・建物・借地権

ウ 対象損害

宅地及び借地権については、避難指示期間中に生じた価値の減少分。建物については、避難指示期間中に生じた価値の減少分、避難指示期間中の経年に伴う価値減少分、管理不能に伴う価値減少の原状回復費用

エ 賠償金額

賠償金額＝時価相当額×持分割合×避難指示期間割合

なお、避難指示期間割合とは、避難指示解除までの期間に応じた価値の減少分を算出するため、本件事故発生時から避難指示の解除見込み時期までの月数を分子、72か月を分母として算定した数値をいう。ただし、1を上限とする。

(14) 被告東電は、平成25年6月10日付けプレスリリースにより、以下のとおり、就労不能損害における「特別の努力」（本件事故以降に転職や臨時的就労等によって新たに就労した勤務先から平成24年3月1日以降に得られた一定の範囲の収入（月額50万円を上限とする）について、本件事故がなければ得られたであろう収入から控除せずに就労不能損害の賠償金を支払うとの考え方。）の適用期間を見直し、算定方法を見直すことを公表した（丙C143）。

ア 対象者

本件事故発生時点において、勤務先又は生活の本拠としての住居が避難指示等対象区域内にあった者で、本件事故発生以

降新たに就労した勤務先から得た収入が、平成23年3月から平成24年2月の就労不能損害の賠償金から控除されている者。

イ 支払金額及び対象期間

本件事故以降に新たに就労した勤務先から得た収入として、就労不能損害の賠償金から控除されていた金額を支払金額とし、対象期間は平成23年3月から平成24年2月までの期間のうち、本件事故発生日以降に新たに就労した勤務先から得た収入が、就労不能損害の賠償金から控除された期間とする。

(15) 被告東電は、平成25年1月29日付けプレスリリースにより、以下のとおり、田畑に係る財物賠償を開始することを公表した(丙C146、274)。

ア 対象財産及び損害

本件事故発生時に避難指示区域内に所有していた田畑

本件事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を賠償の対象とする。

イ 賠償金額

賠償金額＝時価相当額×避難指示期間割合×持分割合+諸費用(定額1万円とし、1万円を超える場合には合理的な範囲の実費)

(16) 被告東電は、平成26年1月17日付けプレスリリースにより、本件事故発生時において避難指示等対象区域内に生活の本拠を有していた者で、避難等を余儀なくされた要介護者等への避難生活等による精神的損害の賠償について、以下のとおり賠償を増額することを公表した(丙C269)。

ア 要介護状態等にある者(介護保険被保険者証により要介護5ないし1の認定を受けていることが確認できる者、身体障害者手帳により身体障害等級1ないし6級の認定を受けていることが確認できる者、精神障害者保健福祉手帳により精神障害等級1ないし3級の認定を受けていることが確認できる者、療育手帳により障がいの程度A又はBの認定を受けていることが確認できる者)

要介護状態に応じて月額1万円から2万円

イ 恒常的に介護が必要な者(介護保険被保険者証により要介護5又は4の認定を受けていることが確認できる者、身体障害者手帳により身体障害等級1級又は2級の認定を受けていることが確認できる者、精神障害者保健福祉手帳により精神障害等級1級の認定を受けていることが確認できる者、療育手帳により障がいの程度Aの認定を受けていることが確認できる者)を介護している者

一人当たり月額1万円

(17) 被告東電は、平成26年2月24日付けプレスリリースにより、平成26年3月以降の就労不能損害及び避難指解除後の帰還に伴う就労不能損害について、以下のとおり賠償を実施することを公表した(丙C335)。

ア 平成26年3月以降の就労不能損害

(ア) 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に生活の本拠又は勤務先があった者のうち、以下のいずれかに該当する者

a 本件事故に伴う避難によって就労が困難となり、減収となった給与所得者又は失業状態となった給与所得者で就労意思のある者

b 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた者で、本件事故に伴う避難によって当該予定先への就労が困難となり、減収となった者又は失業状態となった者で就労意思のある者

(イ) 対象となる損害

a 就労できなくなり、収入が無くなったことによる減収額

b 収入が減少した場合の本件事故発生前の収入との差額

c 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入が無くなったことによる減収額

d 避難指示等対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転・休業等を余儀なくされたために勤務先の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した通勤交通費増加額若しくは避難を余儀なくされたことによる通勤交通費増加額

(ウ) 対象期間

平成26年3月1日から平成27年2月28日までの12か月間を上限とする。

イ 避難指解除後の帰還に伴う就労不能損害

(ア) 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に生活の本拠があった者で、避難指解除後相当期間内に帰還した者のうち、以下のいずれかに該当する者

a 帰還に伴う就労環境の変化によって就労が困難となり、減収となった給与所得者又は失業状態となった給与所得者で就労意思のある者

b 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた者で、帰還に伴う就労環境の変化によって当該予定先への就労が困難となり、減収となった者又は失業状態となった者で就労意思のある者

(イ) 対象となる損害

帰還に伴う就労環境の変化により生じた以下の損害

a 就労できなくなり、収入が無くなったことによる減収額

b 収入が減少した場合の本件事故発生前の収入との差額

c 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入が無くなったことによる減収額

d 帰還後に勤務先の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した通勤交通費増加額

(ウ) 対象期間

帰還後損害が初めて発生した月から12か月間を上限とする。

ウ 賠償金額

本件事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額

通勤交通費の増加分として、本件事故後の通勤交通費から本件事故前の通勤交通費を差し引いた金額

(18) 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレスリリースにより、移住を余儀なく

されたことによる精神的損害について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した（丙C17）。

ア 対象者

（ア） 本件事故発生時点において生活の本拠が帰還困難区域又はF町若しくはH町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下、同項（18）、（20）において、「移住を余儀なくされた区域」という。）にあり、避難等を余儀なくされ、かつ

（イ） 避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である者

イ 対象となる損害

本件事故に伴い長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等による損害（将来分を含む。）

ウ 賠償金額

一人当たり700万円

（19） 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレスリリースにより、避難指示解除後の相当期間（1年間）に発生する損害について、以下のとおり、賠償することを公表した（丙C18）。

ア 対象者

本件事故発生時点において居住制限区域又は避難指示解除準備区域（ただし、いずれもF町及びH町を除く。）のうち、避難指示が解除された区域に生活の本拠があった者

イ 対象となる損害及び賠償金額

（ア） 避難生活等による精神的損害

一人当たり120万円（相当期間分を一括で支払う場合）

一人当たり月額10万円（相当期間終了まで3か月ごとに支払う場合）

（イ） 避難・帰宅等に係る費用相当額

18万5000円（相当期間分を一括で支払う場合）

負担した実費のうち必要かつ合理的な範囲の金額（相当期間終了まで3か月ごとに支払う場合）

（ウ） 家賃に係る費用相当額

負担した家賃（家賃補助額を控除）のうち必要かつ合理的な範囲の金額

（20） 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年4月30日付けプレスリリースにより、避難指示区域に住宅を所有して居住していた者の住居確保に係る費用について、以下のとおり、賠償することを公表した（丙C275）。

ア 自ら所有する建物に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

（ア） 対象者及び対象となる費用について

a 帰還する場合

（a） 対象者

本件事故発生時点において、移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域に住宅を所有して居住していた者のうち、管理不能に起因する建替え・修繕が必要である者

（b） 対象となる費用

建築物、構築物・庭木に係る、建替え・修繕費用、建替えに要した解体費用、建替え・修繕に係る登記費用や消費税等の諸費用のうち、必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

（a） 対象者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域に住宅を所有して居住していた者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある住宅を所有して居住していた者のうち、移住をすることが合理的と認められる者

（b） 対象となる費用

建築物、構築物・庭木及び宅地に係る、再取得費用、再取得に係る登記費用や消費税等の諸費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用

（イ） 賠償金額について

実際に負担した費用が、支払済みの「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内で支払う。

（ウ） 賠償上限金額について

「宅地・建物・借地権」の賠償金額と以下の算定方法により対象資産ごとに算定される金額を合算した額を賠償上限金額とする。なお、住宅については、「宅地・建物・借地権」の賠償における時価相当額と賠償金額の差額分を加算して、賠償上限金額を算定する。

賠償上限金額の算定対象資産は、本件事故発生時点において居住していた住所に所在する、同一地番内の建築物（特定の高額な設備等を含む。）、構築物・庭木及び宅地とする。

建築物については、原則として居住部分を賠償対象とするが、課税情報の用途が「併用」や居住用途以外の場合でも、床面積が250m²以内であれば、床面積の全てを居住部分であるとみなして算定する。

a 帰還する場合

（a） 住宅

（算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額）×75%

住宅が地震及び津波による損害を受けている場合、想定新築価格及び時価相当額からその損害を控除して、賠償上限金額を算定する。

（b） 諸費用

登記費用（申請に係る手数料を含む。）、消費税等の住居確保に係る必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

（a） 住宅

帰還する場合と同じ。

(b) 土地

従前の宅地面積(250m²を上限とする。)×3万8000円/m²—従前の宅地面積(400m²を上限とする。)×従前の宅地単価

移住を余儀なくされた区域以外に居住していた者で、移住をすることが合理的である場合は、上記算定式に75%を乗じる。

(c) 諸費用

帰還する場合と同じ。

イ 借家に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

(ア) 対象者について

本件事故発生時点において、避難指示区域内の借家に居住していた者

(イ) 対象となる費用について

移住・帰還する先での新たな住居を確保するための費用として、以下の費用を支払う。

- a 新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額
- b 新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額(8年分)

(ウ) 賠償金額について

帰還又は移住する先の住所に応じて、中間指針第四次追補を踏まえ、福島県都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃を基に算定した賠償金を、本件事故発生時点の世帯の人数に応じて定額で支払う。

a 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合は10万円(世帯人数が一人増えるごとに1万円を加算)

なお、避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合、本件事故発生時点と同等の家賃水準となることが見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には、新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれていない。ただし、本件事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな家賃との差額が発生する場合には、負担した家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内で支払う。

b 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額(8年分)及び新たに入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合162万円(世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算)

(21) 被告東電は、平成26年9月18日付けプレスリリースにより、避難指示区域内の宅地・田畑以外の土地及び立木に係る財物賠償に関し、本件事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分について、賠償を行うことを公表した(丙C147)。

(22) 被告東電は、平成27年2月25日付けプレスリリースにより、避難指示区域内の家財に係る賠償について、以下のとおり賠償することを公表した(丙C151)。

ア 対象者

家財定型賠償を合意した者のうち、家財に生じた損害を個別に積み上げた合計金額が定型賠償金額を超える者

イ 対象となる資産

本件事故発生時点において避難指示区域内に個人が所有する家財のうち、持ち出すことができずに本件事故発生以降も住宅に残されている家財を対象とし、高額家財は一品当たりの購入金額が30万円(税込)以上の家財、一般家財は一品当たりの購入金額が30万円(税込)未満の家財として分類する。

ウ 対象となる損害

持ち出すことができずに財物価値が喪失した家財の本件事故時点の時価相当額又は避難等による管理不能に伴い財物価値が減少した家財の原状回復費用(実費)を対象とするが、時価相当額については、原則として、高額家財及び一般家財の購入金額にそれぞれの時間経過に伴い低減した価値を控除した金額とする。

エ 賠償金額

(ア) 避難指示区域内に居住していた者

賠償金額=(高額家財の時価相当額・原状回復費用—高額家財の定型賠償金額)+(一般家財の時価相当額・原状回復費用—一般家財の定型賠償金額)+諸費用

(イ) 避難指示区域外に居住していた者

賠償金額=(高額家財の時価相当額・原状回復費用)+(一般家財の時価相当額・原状回復費用)—定型賠償金額+諸費用

(23) 被告東電は、平成27年6月17日付けプレスリリースにより、法人及び個人事業主に対する営業損害賠償等に対する賠償について公表した(丙C271)。

(24) 被告東電は、平成27年8月26日付けプレスリリースにより、本件事故発生当時における生活の本拠が避難指示解除準備区域及び居住制限区域(F町及びH町を除く。)内にあった者について、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故発生から6年後(平成29年3月)に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うために、賠償対象期間を、本件事故発生後6年に相当期間1年を加えた平成30年3月までと見直すことを公表した(丙C28)。

(25) 被告東電は、平成28年12月26日付けプレスリリースにより、農林業者の平成29年1月以降の営業損害等に対する賠償について公表した(丙C329)。

(26) まとめ

以上の被告東電が公表した賠償基準等及び弁論の全趣旨によれば、精神的損害に係る賠償額(精神的損害とその他の損害を合算して支払われたものも含む。)は、本件事故発生当時に生活の本拠があった以下の地域などに応じて、おおむね以下のとおりとなる。

ア 帰還困難区域、F町及びH町

(ア) 平成23年3月11日から平成24年5月まで月額10万円(平成23年3月分は1か月分として計算)の15

か月分150万円

(イ) 平成24年6月から平成29年5月まで5年分600万円

(ウ) 中間指針第四次追補に基づく700万円

の合計1450万円

イ 居住制限区域又は避難指示解除準備区域(区域の指定が解除された場合も含む。なお、F町、H町を除く。)

平成23年3月11日から平成30年3月31日まで月額10万円の8か月分850万円

ウ 旧緊急時避難準備区域

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から平成24年8月31日まで月額10万円の18か月分180万円

平成24年9月1日時点で中学生以下であった者、又は高等学校に在学し、年齢が15歳から18歳であった者に対しては、平成24年9月1日から平成25年3月31日まで月額5万円の7か月分35万円を追加賠償

エ 旧屋内退避区域及びI市独自の避難要請区域

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から同年9月30日まで月額10万円の7か月分70万円

オ 自主的避難等対象区域

避難の有無を問わず、(1)平成23年3月11日から同年12月31日まで、18歳以下であった者及び妊婦に対して40万円、(2)平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期(平成23年4月22日頃まで)について、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、(3)平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して8万円であり、18歳以下であった者及び妊婦以外の者は合計8万円、18歳以下であった者及び妊婦は合計48万円(妊娠時期等により16万円若しくは40万円)

カ 福島県K地域及び宮城県I町

避難の有無を問わず、(1)平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、(2)平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して4万円

第6 被告東電による賠償の実施方法、支払経緯等

1 概要

被告東電が公表した前記第5の6の各種賠償金を避難者等が受領するには、被告東電に対して直接請求する方法と、原賠法18条2項1号に基づいて審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の手続(以下「ADR手続」という。)において和解仲介申立てを行い、同手続内で中間指針等に基づいて個別的和解をする方法がある。

2 直接請求の手続等(丙C358)

(1) 避難者等が被告東電に対し直接請求する場合の手続の概要は次のとおりである。

被告東電は、避難指示等対象区域内からの避難者等からの問合せ等に応じて、請求書を送付している。避難者等は、請求書に必要な事項を記入の上、各種領収書や証拠類を添付して、被告東電にこれを送付する。被告東電においては、請求内容を確認した上で、追加資料の提出の要否等を検討し、その精査結果として、避難者等に対し、「お支払明細書・合意書」と題する書面を送付する(同書面には、各損害項目ごとに、支払われる金額が記載されている。)。避難者等は、被告東電から送付された上記書面に、署名・押印をして被告東電に返送する。避難者等から返送を受けた被告東電は、これに基づいて避難者等に対し、おおむね1週間ないし2週間をめぐりに賠償金を支払っている。

上記手続に関し、被告東電が公表していた説明の概要は別紙13のとおりである。

(2) 上記の直接請求に関し、避難指示等対象区域からの避難者等で、従前の賠償に関し被告東電と合意している者については、平成23年12月1日以降の期間に係る損害に対する賠償を請求する際には原則として請求金額の詳細を記載した明細書の提出や証明書類の提出を不要とする簡易請求方式によることが可能となった。また、被告東電に送付する請求書については、同日以降の期間に係る損害については、世帯ごとに1通の請求書によることとされ、以降、世帯を一にする複数の者が請求する場合には、代表者が定められ、それらの複数の者に係る賠償金は当該代表者が指定する口座に一括して振り込むとの扱いがとられるようになった(丙C141、358)。

さらに、平成24年6月1日以降の期間に係る損害のうち、精神的損害(避難に伴う生活費の増加分を含む。)、就労不能損害、その他実費等については、一定期間に発生する、将来分を含む賠償金を包括して請求することが可能になった(丙C142、358)。

3 ADR手続を経る場合の手続等(甲E各号証、弁論の全趣旨)

(1) 避難者等は、ADR手続において個別的和解をすることで、被告東電から賠償金を受領することもできる。

ADR手続においては、避難者等が申立人となり、被告東電が被申立人となり、個別的和解の可否が検討されることとなる。ADR手続において和解が成立するときには、多くの場合、定型的な和解契約書が用いられており、例えば申立てに係る全部和解の場合の合意書は、おおむね次の内容であった。

具体的には、和解の範囲について、「申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。」との定型文が用いられた上で、精神的損害、生活費増加費用、移動費用、就労不能損害、検査費用、除染費用、避難雑費等の各損害項目について、それぞれ対象期間が特定されていた。そして、和解金額の項においては、上記各項目に対するそれぞれの和解金額の内訳が示された上で、支払義務のある和解金合計額が明示されていた。また、清算条項においては、当該和解に定める金額を超える部分については当該和解の効力が及ばず、ADR手続の申立人が被告東電に対して別途損害賠償請求することを妨げないこととするほか、当該和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被告東電に対して別途請求しないこととすること等が確認されていた。

(2) 「原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて」

ADR手続に関する取扱いが記載された、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて」(甲C32参照)においては、「自主的避難実行者」の「定額賠償金の控除」に関し、被告東電から受領した平成23年分の定額賠償金は、大人1名につき4万円、子供1名につき20万円を、慰謝料相当額部分として扱い、慰謝料相当額部分以外の部分に相当する金額を、平成23年分の賠償額から控除するものとして記載されていた。

第7 被告東電の原告らに対する既払金等

被告東電は、原告らに対し、本件事故に係る精神的損害に対する賠償として、又は精神的損害に対する賠償を含んで他の財産的損害等に対する賠償と合算した賠償として、別紙9-1の「本件関係既払金額」欄記載の金額をそれぞれ支払った(丙C343、358、359(枝番含む)、387、甲E各号証、丙E各号証、弁論の全趣旨)。

第2章 原告らの損害について

第1 被侵害利益について

1 何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する(憲法22条1項)ことから、自己の生活の本拠を自由な意思によって決定する権利(以下「居住地決定権」という。)を有し、その権利は法的保護に値するものである。また、放射能により人体に悪影響が生じ得ることが知られていることを踏まえれば、自己が居住する生活地域において、自然に存在する程度を大きく超える放射能に対する恐怖や不安を感じることなく生活を送ることは、安定した生活基盤を築き、家庭、職場、学校、地域社会等における活動等の社会生活を営む上で不可欠の前提となるものであるから、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とする憲法13条に照らし、法的保護に値する権利ないし利益というべきであり(以下「平穩生活権」という。)、これらの権利は、原賠法上も保護されるものと解するべきである。

2 そして、後記第2において本件事故により避難をしたことが合理的であると認められる原告らは、本件事故によって、生活の本拠の移転を余儀なくされ、あるいは生活の本拠の決定に際し、居住する地域が自然に存在する放射線量を大きく超える空間放射線量であること又は近接した時期においてそのような空間放射線量になる可能性があることを踏まえた決定を余儀なくされたことと認められるから、自己の居住地決定権を侵害されたものであると認められる。また、避難をすることが合理的であると認められる地域に居住していた原告らは、被ばくによる健康不安を感じることも等もやむを得ないものであるし、職業や経済状況等の個々の事情により世帯の一部の構成員のみしか避難をすることが困難であるがゆえに家族と別居することを強いられ、避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりを喪失する等、本件事故がなければ生じなかった多くの生活上の身体的・精神的負担を強いられるものであるから、平穩生活権を侵害されたものと認められる。

第2 避難の合理性・相当性について

原告らの主張する精神的損害は、原告ら本人又はその家族が避難を余儀なくされるなどしたことにより発生したとするものであるところ、本件事故が発生したことにより事故時住所から避難をすることが合理性を有し、因果関係を認めることが社会通念上相当であると認められる場合には、同損害は本件事故との間に相当因果関係があるものと認められる。

そこで、相当因果関係が認められるか否かを判断する前提として、以下、避難の合理性・相当性を検討することとし、まず、放射能の人体に対する影響に関する基本的考え方を示した上で、前記第2部の前提事実第3の3ないし7及び前記第6部第1章の認定事実第3の2ないし8を前提に、各地域における避難の合理性・相当性について判断することとする。

1 総論

本件事故は、大量の放射性物質が拡散したというものであるところ、そのような事故が発生した際に、避難をすることが合理的であり、社会通念上相当であると認められるか否かを判断するにあたっては、(1)一般的に知られている放射能による人体に対する影響の有無及び程度に関する知見を踏まえ、(2)当該原告が居住していた地域に対する避難指示等の有無及び内容並びに当該地域と避難指示等の対象とされた地域との近接性、(3)当該地域における空間放射線量等の客観的な放射能汚染状況、(4)当該地域の福島第一原発からの距離、方向等の地理的事情、(5)本件事故後の本件事故に関する報道状況等を考慮して、社会通念に従って総合的に判断すべきである。

2 放射能の人体に対する影響に関する知見に関する考え方について

原賠法3条1項にいう「原子力損害」が核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害を指すとされていること(同法2条2項)や、本件事故の性質に照らせば、避難の合理性・相当性の判断においては、放射能による人体への影響等に関する知見やその影響等に関する一般人における理解等が相応に重要な要素であるところ、放射能による人体への影響等については、次のとおり考慮するのが相当である。

(1) すなわち、前記認定事実第2のとおり、ICRPの2007年勧告は、いわゆるLNTモデルを採用し、年間100mSvを下回る低線量の被ばくであっても、一定の線量の増加に比例して発がん等の確率の増加を生じるであろうとする仮定を置いておられるところ、このことは、ICRPが放射線防護に関する国際機関であること等を踏まえれば、本件事故直後に放射線の影響について調べようとした者であれば容易に知ることができたと認められ、また、放射能等に関し専門的知見を有しない一般人においては、ICRPの名称や機関の性質に照らし、LNTモデルが科学的に一定以上の相当性を有する見解であると考えることが通常であるというべきである。

そして、2007年勧告においては、計画被ばく状況における公衆被ばくの限度は年間1mSv、緊急時被ばく状況の参考レベルは年間20～100mSv、現存被ばく状況の参考レベルは年間1～20mSvとされているところ、一般人において、これらの数字を参考にして避難の有無を決することは合理的なものである。

(2) また、放射能については、その人体に対する影響の有無、内容及び程度について未解明の部分が多くあり、それゆえどのような影響が生じるか予測することが困難である。そうすると、専門的知見を有しない一般人においては、その未知性因子の高さから、リスクを過大に評価することもやむを得ず、予防的行動を採る傾向にあることもやむを得ないものである。

(3) 加えて、本件事故直後(平成23年3月1日から数日あるいは1、2週間程度以内の期間)の福島県内の各地域の正確な空間放射線量は必ずしも明らかではなく、その時期にこれを正確に知ることは容易ではなかったと認められ、特に本件事故直後においては、空間放射線量等に関する正確な情報がない中で、避難をするか否かの判断を迫られる状況であった。なお、この点、そもそも福島第一原発内部の状況についても、事故直後であり状況の正確な把握が時間的にも困難であったという制約から、報道等において十分かつ確実な情報が提供されていたとはいえず、そのような状況において避難をするか否かの判断を迫られる状況であった。

(4) 以上のとおり、本件事故後においては、放射線量等に関する正確かつ客観的な情報の入手が容易ではなかった中で、専門的知見を有しない一般人において、放射能の影響に関する一般的な知見として受け止められたと解されるICRPの2007年勧告の考え方と整合する方向で避難の有無を決することは、合理的なものであった。

(5) この点、被告らは、LNTモデルについては、100mSv以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響が実証されておらず、また、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクが他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど

小さい等とされており、LNTモデルを前提に避難をすることに合理性があるとはいえない旨主張する。

しかしながら、専門的知見を有しない一般人において、本件事故後に避難をすることか否かを決するに当たっては、時間的制約、科学的知見へのアクセス手段等の制約などもあるのであるから、必ずしも当該知見が科学的に厳格な証明を経ていることを確認した上で避難の有無を決することが通常であるとはいえず、公表主体等に照らし、一応の科学的確からしさを有する知見であれば、避難の合理性が基礎づけられるというべきである。その上で、2007年勧告の科学的信頼性に関する一般人の受け止め方は前記(1)のとおりであると認められるから、低線量被ばくWG報告書等に被告らが主張する内容の記載があるとしても、そのことによってLNTモデルを前提とすれば避難の合理性が認められる場合にも、避難をすることに合理性が認められないということは困難である。

よって、被告らの上記主張は採用できない。

3 事故時住所が帰還困難区域並びにF町及びH町において居住制限区域又は避難指示解除準備区域として指定されていたことがある区域(以下、これらの区域を併せて「帰還困難区域等」という。)の原告ら(別紙9-1において、「区域区分」欄に「1」と記載されている者)について

(1) 帰還困難区域等については、本件事故後に政府から避難指示があった地域であるから、本件事故直後において本件事故や自らが置かれている客観的な状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について様々な報道がされている中で、避難指示に従って避難を開始することには、当然に合理性があるというべきである。また、帰還困難区域等から、政府による上記避難指示がされるよりも前に避難を開始した者も、これらの地域の福島第一原発との距離や、本件事故直後の報道状況等に照らせば、避難を開始することの合理性・相当性が当然に認められる。

(2) 次に、避難を継続することの合理性について検討するに、本件事故から「5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域」として帰還困難区域が設定されたことに加え、前記2の放射能の人体に対する影響に関する考え方に照らせば、現在も帰還困難区域に指定されている区域については、当然に現在まで避難することの合理性が認められ、同区域の指定が長期にわたることを踏まえれば、もはや避難の枠を超え、事故時住所における生活基盤を完全に失ったものとして評価するのが相当であるし、帰還困難区域に指定されていたものの、その後指定が解除された区域(F町、a d町、H町のうち一部の地域がこれに当たる。)についても、指定解除の時期が、本件事故後約9年を経過した令和2年3月以降であることを踏まえれば、本件口頭弁論の終結時点においても避難を継続することには合理性があるし、指定解除までの経過年数等に照らせば、避難の枠を超えたものとして、現在も帰還困難区域に指定されている区域と同様に評価するのが相当である。

また、F町及びH町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことがある区域についても、区域指定の解除が、早くとも本件事故後約8年を経過した平成31年4月以降であり、相当長期間、避難を余儀なくされたものであることに加え、F町及びH町においては、上記令和2年3月に至るまで、少なくともその過半の地域が帰還困難区域として指定されていたこと(丙C43等参照)等に照らせば、事故時住所がF町及びH町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていた区域である原告らについては、事故時住所が帰還困難区域に指定されている又は指定されていた区域である原告らと同様に、現在も避難を継続することの合理性があり、既に避難の枠を超え、事故時住所における生活基盤を完全に失ったものとして評価するのが相当である。

4 事故時住所がF町及びH町以外の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の原告ら(別紙9-1の「区域区分」欄に「2」と記載されている者)について

(1) 本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について様々な報道がされている中で、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は、本件事故後、避難指示等(避難指示又は屋内退避指示)がされた区域又は計画的避難区域に指定された区域であるところ、そのように避難指示等がされたこと、福島第一原発からの距離、上記報道状況等に照らせば、これらの区域に居住していた原告らが、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択することは合理的なものであると認められる。

(2) そして、平成23年4月22日に指定された警戒区域の見直しに当たっては、「現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域」として「居住制限区域」を、「年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」として「避難指示解除準備区域」をそれぞれ設定することとされ、これらの区域においてはいずれも原則として居住して宿泊すること等が制限されていたが、F町及びH町を除くこれらの区域についてはいずれも、平成29年4月1日までに、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定が解除されて、帰還することが可能となっている。もっとも、これらの区域から避難した者においては、区域の指定が解除されるまでに相当期間を要していること(平成26年4月にこれらの区域の指定が解除されたa t市においても、本件事故後3年以上が経過した後に解除されている。)や隣接する市町村において区域の指定が継続されていることを踏まえると、区域の指定が解除されたからといって、直ちに帰還をすることが容易に可能となるものではなく、区域の指定が解除された後も、帰還が可能となるにはなお一定期間を要するというべきである。以上に加え、各市町村の復興の状況(前記認定事実第3の7)等にも照らせば、避難の合理性が認められる期間としては、上記いずれの地域についても、平成29年4月1日から約1年後である平成30年3月31日までと認めるのが相当である。

したがって、F町及びH町を除く居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは、上記各地域から避難を継続することに合理性があるが、他方で、平成30年4月1日以降は、避難前の居住地に帰還することが可能ということができ、避難を継続することの合理性があるとまで認めることはできない。

5 事故時住所が旧緊急時避難準備区域である原告ら(別紙9-1の「区域区分」欄に「3」又は「4」と記載された者)について

(1) 旧緊急時避難準備区域は、a r町、a t市等の一部であって、福島第一原発からの距離が20km以上遠の地域であり、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められていたところ、その区域指定は、平成23年9月30日に一括して解除された。

(2) 旧緊急時避難準備区域も、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について様々な報道がされている中で、常に避難ないし屋内退避が可能ないように準備を行うことが求められており、福島第一原発から放射性物質が拡散した場合に、危険性が相当程度高まる可能性が高い地域と

して指定されていたと解され、これに加え、避難指示等がされた区域とも隣接していることを踏まえれば、放射能による汚染の恐怖や健康不安にさらされることなく安定した生活を送ることが困難な区域であるというべきである。よって、本件事故後に当該区域に居住する者が避難を開始することには合理性が認められるというべきである。

(3) そして、旧緊急時避難準備区域については、本件事故後、約半年が経過した平成23年9月30日にその区域の指定が解除され、同年12月16日には、ステップ2(放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている。)の目標達成と完了が確認されたことが発表されている一方で、本件事故後に避難指示や屋内退避指示がされた区域と隣接するなどしており、住民においては、本件事故によって福島第一原発からの放射性物質の拡散の可能性や拡散した場合の当該区域の放射能による汚染等に関し、比較的強い恐怖を抱いたものと推認され、上記ステップ2の目標達成と完了が公表された後もなお一定期間は福島第一原発の状況等や放射性物質が拡散することに対する懸念等を抱くこともやむを得ないから、上記区域指定の解除後直ちに帰還を求めることは相当でない。以上を総合すれば、上記ステップ2の目標達成と完了が確認された時点から起算して8か月程度(本件事故から上記ステップ2の目標達成と完了が確認された時点までの期間と同程度)は、避難を継続することの合理性を認めるのが相当である。

したがって、平成24年8月31日までは、事故時住所が旧緊急時避難準備区域の原告らが避難を継続することには合理性が認められる。他方で、本件事故から平成24年頃までの旧緊急時避難準備区域における空間放射線量等や、上記区域指定が解除された時期等に照らせば、平成24年9月1日以降は、避難を継続することには合理性があるとまでは認められない。

(4) なお、妊婦又は子供については、通常の成人よりも放射線に対する感受性が高いと認識されていると解される(前記認定事実第4の4(8)及び(10)等参照)が、旧緊急時避難準備区域における政府からの指示の内容や、同区域における空間放射線量、新聞報道等の状況に照らせば、本件事故当時又は本件事故後一定期間内に妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らと、それ以外の原告らとの間で、避難を継続することの合理性が認められる期間に相違があるとまでは認められず、避難を継続することの合理性が認められるのは、いずれの原告らについても平成24年8月31日までと認めるのが相当である(上記の放射線に対する感受性の相違については、慰謝料額の認定において考慮することとする。)

6 事故時住所がI市独自の避難要請区域の原告ら(別紙9-1の「区域区分」欄に「5」又は「6」と記載された者)について

(1) I市独自の避難要請区域については、政府による原災法上の避難指示等がされた区域ではないものの、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について様々な報道がされている中で、居住する地方公共団体から避難の指示がされたものである。このような状況に加え、I市内の他の地域においては避難指示等がされた区域があったこと、福島第一原発からの距離、上記報道状況等にも照らせば、事故時住所がI市独自の避難要請区域である原告らが避難を開始することには合理性が認められるというべきである。

(2) そして、I市独自の避難要請区域の指定は、平成23年4月22日に解除されているものの、同時点においては、福島第一原発の原子炉の状態が安定することが見込まれていたとはいえず、新聞報道等においても、未だに福島第一原発事故の収束に向けた計画が根拠に乏しいものであるとの論調もみられたところであるから(前記認定事実第3の5参照)、同時点において直ちに帰還することを求めるのは相当ではない(なお、被告東電において、同月17日付で「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表していることを踏まえても、一般人において、その示された道筋どおりに収束に向かうことが予想されるとはいえない状況であったとみられる。)。以上に加え、同年12月16日に、ステップ2(放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている)の目標達成と完了が確認されたことが発表されたこと、I市独自の避難要請区域の主な地域であるI市b f区内においては、is等の特定の一部の地域を除いては、本件事故後数か月以内におおむね毎時1 μ Sv以下の空間放射線量となっていたこと(前記認定事実第3の3参照)等に照らせば、避難を継続することの合理性が認められるのは、平成24年2月29日までと認めるのが相当であり、同日より後は避難を継続することの合理性があるとは認められない。

(3) なお、妊婦及び子供については、前記5(4)と同様に、I市独自の避難要請区域におけるI市からの指示の内容や、同区域における空間放射線量、新聞報道等の状況に照らせば、本件事故当時又は本件事故後一定期間内に妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らと、それ以外の原告らとの間で、避難を継続することの合理性が認められる期間に相違があるとまでは認められず、避難を継続することの合理性が認められるのは、いずれの原告らについても、平成24年2月29日までと認めるのが相当である(上記の放射線に対する感受性の相違については、慰謝料額の認定において考慮することとする。)

7 事故時住所が自主的避難等対象区域の原告ら(別紙9-1の「区域区分」欄に「7」又は「8」と記載された者)について

(1) 政府による避難指示等によらずに避難をした、自主的避難等対象区域からの避難者等は、本件事故によって直ちに事故時住所からの避難を余儀なくされたとまではいい難い。しかし、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、平成23年3月頃には、福島第一原発において水素爆発が生じたとの報道、メルトダウンのおそれを指摘する報道、高濃度の放射能が拡散したおそれがあるとの報道、本件事故が米国e f島の事故を超える事故であるとの報道等、本件事故の危険性、重大性を内容とする各種報道がされていたことに加え、前記2のとおり、厳密な生物学的・疫学的知見に基づく根拠があることまでは証明されていないものの、低線量被ばくであっても健康に対して悪影響を与える可能性があるという旨の知見が国際機関であるICRPによって採用・公表されており、一般人において同知見を信頼することには相応の合理性があったと認められる状況であった。これに加えて、同月11日から福島県内の一定の地域に避難指示等がされ、その範囲が同月15日まで順次拡大されたこと、保安院において、同年4月12日に本件事故のINESレベルを7と判断していること、自主的避難者の数が、同年5月頃から同年9月頃にかけて増加し、福島県全体で5万人を超える者が自主的に避難していることも指摘できる。以上の状況に鑑みれば、政府による避難指示等が出されていなくとも、地域によっては、本件事故発生当初の時期は、客観的状況について十分な情報が得られない中で、大量の放射性物質が拡散することによる放射線被ばくへの恐怖や健康不安を抱き、その危険を回避するために当該地域から避難をすることには、社会通念上一定の合理性が認められるというべきである。

そして、中間指針第一次追補において定められた自主的避難等対象区域は、福島第一原発からの距離、避難指示等の対象となった区域との近接性、放射線量、自主的避難の状況等からして、避難することが合理的であると評価することができる類型の避難者を示したものであるところ、当該類型を定めたことは、本件訴訟において提出された書証等から認められる上記地

理的状況、空間放射線量等に照らしても合理的なものであると認められるから、本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた者が避難を開始することには合理性が認められる。

(2) 次に、避難を継続することの合理性について検討するに、前記第2部前提事実第3の5及び6のとおり、平成23年4月22日には屋内退避の指示が解除され、区域の見直しが行われたこと、同年8月9日にはステップ1(安定的な冷却)の達成により原子力発電所の状況が著しく改善したことから、それぞれの市町村において復旧計画の策定が完了した段階で緊急時避難準備区域を一括して解除する方針が示され、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたこと、同年12月16日には「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表され、これを受けて同月26日に警戒区域及び計画的避難区域の見直しの方針が公表されたことが認められ、遅くとも同月16日頃には、本件事故は収束に向かっていることが確認できたといえる。

このような事情に加え、自主的避難等対象区域については、次の事情が指摘できる。すなわち、本件事故から上記ステップ2の目標達成等が公表された同月までは約9か月にとどまり、長期間とまではいい難いところ、自主的避難等対象区域においては、そもそも避難指示等が出されておらず、自主的避難をした者の割合も各市町村において低い割合(数%ないし10%程度)にとどまるものであり、それゆえ当該地域の社会インフラ、店舗等の営業状況、学校の開校状況等、帰還の障害となり得る事情に関し、避難指示等がされた区域との間には必ずから相応の相違があるとみられ、上記ステップ2の目標達成等が公表された後早期に帰還することが必ずしも困難であるとはいいい難い。また、各地域の空間放射線量についても、平成23年12月時点においては、おおむね毎時1 μ Svを下回る地域が多く、b a市等の一部の市町村において、毎時1 μ Svを超える放射線量が観測された地域もあったものの、その放射線量もほとんどが毎時2 μ Svを下回る地域であり、その数値も減少傾向であったところ、日本人の年間医療被ばくの平均が約3.87mSvであること等にも照らせば、本件事故後約1年が経過した平成24年2月より後の時点においては、そのような空間放射線量が避難を継続することの合理性を根拠づけるとはいいい難いものである。

以上に照らせば、事故時住所が自主的避難等対象区域である原告らについては、平成24年2月29日までは避難を継続することに合理性が認められるというべきである。他方、以上の状況に照らせば、平成24年3月1日以降は、避難を継続することに合理性があると認められない。

(3) なお、妊婦及び子供については、前記5(4)と同様に、自主的避難等対象区域の上記放射線量や、新聞報道等の状況に照らせば、本件事故当時又は本件事故後一定期間内に妊婦又は18歳以下であった期間がある原告らと、それ以外の原告らとの間で、避難を継続することの合理性が認められる期間に相違があるとまでは認められず、避難を継続することの合理性が認められるのは、いずれの原告らについても、平成24年2月29日までと認めるのが相当である(上記の放射線に対する感受性の相違については、慰謝料額の認定において考慮することとする。)

8 事故時住所がK地域の原告ら(別紙9-1の「区域区分」欄に「9」と記載された原告ら)について

(1) K地域(被告東電の公表賠償基準、前記認定事実第5の6(4)、(8)参照)に居住していた者については、原災法上の避難指示や、地方公共団体からの避難要請等がされてはならず、直ちに避難の合理性を認めることはできない。もっとも、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について様々な報道がされていたから、事故時住所の福島第一原発からの距離、避難指示等がされた区域との近接性、空間放射線量、避難をした者の年齢及び妊娠の有無等によっては、避難を開始したことに合理性が認められる場合があるというべきである。

(2) 原告らのうち、本件事故当時、K地域に居住していた原告らは、原告3-39の1ないし3であり、同原告らは、本件事故当時、i j市(以下略)に居住しており、原告3-39-1及び3-39-3は、平成23年3月17日に東京都の親族の家に避難し、その後、同年5月にいったん自宅に戻った後、約10日後に再び新潟県に避難をしたことが認められる。このうち、原告3-39-3は、本件事故当時、年齢が1歳9か月の子供であり、特に幼少であったところ、子供(特に幼少の者)については一般的には放射線に対する感受性が高いと認識されているとみられること、i j市は福島第一原発から約80kmの距離に位置し(丙C111・1頁参照)、一般人において本件事故により拡散された放射性物質が、当該地域の幼少の者の健康に悪影響を生じさせるおそれがあると考えても直ちに不合理とまではいい難いこと等に照らせば、本件事故直後に十分な情報等が得られない中で、原告3-39-3が事故時住所から避難を開始することには合理性が認められる。また、原告3-39-3の年齢、同人との関係性等に照らせば、その両親である原告3-39-1及び2についても、原告3-39-3の育児等のため、避難を開始すること自体はやむを得ないというべきであり、これらの者についても避難をした場合にはその合理性があるというべきである。

(3) もっとも、i j市は、上記のとおり福島第一原発から約80kmの位置にあり、その周辺地域の線量等に照らせば、本件事故後に一定の報道等により情報提供がされ、福島第一原発が直ちに再度大量の放射性物質を拡散させるような具体的おそれがあるとは解されない状況になった後においては、たとえ幼少の子供であっても、放射能による健康被害の不安等を恐れて避難を継続することの合理性があるとはいいい難い。以上に加え、自主的避難等対象区域と同様に、i j市に対しては避難指示等がされず、帰還の障害となるべき事情も比較的少ないとみられること等を踏まえれば、上記原告らが避難を継続することの合理性が認められるのは、本件事故から半年程度が経過した平成23年9月30日までであると認めるのが相当である。

9 事故時住所が区域外の原告(別紙9-1の「区域区分」欄に「10」と記載された者)について

(1) 本件事故当時、避難指示等対象区域、自主的避難等対象区域及びK地域以外の区域(区域外)に居住していた者については、当該居住地域の福島第一原発からの距離等の地理的状況、空間放射線量、報道状況に加え、その生活状況等から、総合的にみて避難をすることもやむを得ないと認められる場合があり、そのような場合には避難の合理性が認められるというべきである。また、事故時住所が区域外にある者であっても、その生活状況に照らし、避難指示等対象区域又は自主的避難等対象区域内に生活の本拠の一部があったと評価することができるような場合には、「避難」をしたものと同視し、その具体的生活状況等に照らし、精神的苦痛が発生しているかを判断するのが相当である。

(2) 本件において、本件事故当時、区域外に居住していた原告は、原告3-33-2であるところ、同原告の事故時住所は神奈川県s市であるものの、同人は福島県a村に自宅を有していて、同自宅に妻及び孫が居住しており、週末には同自宅に帰っていたのであるから(なお、必ずしも毎週同自宅に帰っていたとまでは認められなくとも、甲D3の33の1等に照らし、少なくとも相当程度の頻度で、週末に同自宅に帰宅していたものと認められる。)、その生活状況等に照らし、同

自宅も生活の本拠の一部であると評価するのが相当である。

そして、a o村のうち原告3-33-2の自宅住所は、前記第2部の前提事実第3の5、6及び7(6)のとおり、計画的避難区域に指定され、その後、居住制限区域に指定されていた区域であるから、本件事故によって同自宅に帰宅することが困難になったのであって、そのことは、本件事故に伴う「避難」と評価するのが相当である。したがって、同人はその妻及び孫とともに、上記a o村から避難をしたものといふべきであり、避難を開始することには合理性があり、かつ、前記4と同様に、平成30年3月31日まで避難を継続する合理性があると認めるのが相当である(なお、生活の主たる本拠が区域外であったことについては、後記のとおり慰謝料額の算定において考慮する。)

10 避難の合理性に関する当事者の主張について

(1) 原告らの主張について

ア 原告らは、避難を継続することの合理性に関し、少なくとも、事故時住所の空間放射線量が年間1 mSvを安定的に下回るようになるまでは、避難を継続することの合理性が認められるべきである旨主張するところ、ICRPの2007年勧告の内容や、同勧告がLNTモデルを採用していることは、原告らの同主張を一定程度裏付けるものであり、上述のとおり、原告らの避難の合理性を根拠づけるものである。

イ しかし、まず、避難指示等対象区域から避難をした原告らにつき、低線量被ばくWG報告書においては、年間100 mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど影響が小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加傾向を証明することは難しいとされていること、ICRPの2007年勧告においても、公衆被ばくに対する線量限度である年間1 mSvは本件事故発生後のような緊急時被ばく状況においては適用されないものであり、緊急時被ばく状況における参考レベルは予測線量20 mSvないし100 mSvとされ、事故による汚染が残存する現存被ばく状況においては、1 mSvないし20 mSvまでの範囲に設定すべきであるとされていること、日本人の年間の医療被ばく線量は平均3.87 mSvであり、年間数mSv程度の被ばく線量は、医療被ばくの多寡等によっても変動し得る範囲のものであること等に照らせば、原告らの主張立証を踏まえても、年間20 mSvを下回る被ばくが客観的に健康被害をもたらすものであると認めることは困難である。そして、被告国は、2007年勧告における緊急時被ばく状況に関する参考レベルの下限である年間20 mSvを基準として、避難指示区域等の指定又は解除をする基準としているが、これらは上記科学的知見に照らしても合理的なもの認められる(なお、I市独自の避難要請区域の指定が解除された時期についても、不合理とはいえない。)。また、時間の経過等とともに、本件事故直後の混乱状況が収束に向かい、空間放射線量等に関する一定の情報が安定的に提供されるようになったのであるから、その後においては、放射能の影響に関する様々な知見があることなどを前提としてこれらを総合考慮した上で、法的に避難の合理性が認められる期間を決するのが相当であり、したがって、前記のとおり当該区域指定の解除を基準として、その後一定期間を考慮した上で避難を継続することに合理性が認められる終期を認定することが相当である。

よって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

ウ また、事故時住所が自主的避難等対象区域である原告らをはじめ、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた原告らについては、そもそも上述の科学的知見に照らせば、自主的避難等対象区域やK地域等における空間放射線量によって、客観的に健康被害が生じることが合理的に推認されるとはいえないし、避難を開始したことの合理性が認められるのも、福島第一原発の状況や放射線量等について十分な情報等が得られない中で、予防的な避難をすることもやむを得ないと解されるからであるため、避難を継続することの合理性については、福島第一原発の状況に関する報道状況や、本件事故から経過した期間等を踏まえた総合的な判断をすることが相当である。よって、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた原告らについても、事故時住所の空間放射線量が年間1 mSvを安定的に下回るようになった時期を基準とすべきとする原告らの主張は採用できない。

(2) 被告東電の主張について

被告東電は、避難の合理性が認められる期間の終期に関し、自主的避難等対象区域については屋内退避指示が解除された平成23年4月22日、I市独自の避難要請区域についてもその避難要請が解除された同日、緊急時避難準備区域についてはその区域の指定が解除された同年9月30日までである旨主張する。しかし、同年4月22日の時点において、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(丙C229)が公表されていたことを踏まえてもなお、新聞報道の状況等に照らせば、一般人において、本件事故が既に収束に向かっており、同日以降に福島第一原発の周辺地域に放射性物質が拡散することはないと受け止めることが相当であったと認めるには足りず、自主的避難等対象区域及びI市独自の避難要請区域について、同日以降は避難を継続することの合理性が認められないこととは困難である。また、同年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除されたことをもってしても、同区域が避難指示区域等に隣接していること、本件事故から半年以上が経過してから解除されていること等前記5において指摘した事情を踏まえれば、同日をもって直ちに避難を継続することの合理性が認められなくなるということもまた不合理である。したがって、前記5ないし7の認定に反する被告東電の主張は採用できない。

第3 精神的損害について

1 被侵害利益

(1) 前記第1のとおり、本件事故によって避難を余儀なくされた原告らは、居住地決定権及び平穏生活権を侵害されたものであり、また、避難をすることの合理性が認められる地域に居住していたものの、本件事故後も当該地域にとどまった原告らについても、避難をするか、あるいは被ばくの可能性を受け入れた上で当該地域にとどまるかといった選択を強要され、また、そのような地域で生活をしていることにより、放射能汚染に対する合理的な不安を感じながらの生活を強いられたものであるから、本件事故によって避難を余儀なくされた原告らと同様に居住地決定権及び平穏生活権を侵害されたものと認められる。

そして、これらの権利侵害によって、原告らは、〈1〉放射能汚染のない環境下で生命・身体に対する不安を感じることもなく生活することが困難となり、〈2〉本件事故により拡散した放射能により、自己が被ばくした可能性があるとの恐怖や健康不安を感じ、〈3〉万全な準備ができないまま急に避難を余儀なくされたことにより、一時避難先の避難所等において良好ではない環境での生活を余儀なくされ、〈4〉あるいは避難先においても、避難当初は避難元の生活水準を下回る水準での生活を余儀なくされるなどしたことが推認され、また、〈5〉望まない転職、転勤、転校等により苦勞をするなどしたことが推認され、その他にも、例えば福島県内に長年居住していた者にとっては長年住み慣れた土地から離れざるを得なかったことによる喪失感等、多様な精神的苦痛を被ったことが推認される。

(2) しかるところ、上記の平穩生活権及び居住地決定権が侵害されたことによる損害の程度については、本件事故がその者の生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティに与えた影響の有無並びにその程度を考慮して判断すべきであり、具体的には、当該生活の本拠としていた地域への帰還の可否、その前提となる当該地域の空間放射線量の推移、当該地域での社会経済活動の状況、当該地域からの避難者数やその人口に占める割合等を総合的に考慮して判断するのが相当である。

この点、原告らは、本件事故当時居住していた地域にかかわらず、避難の合理性が認められる場合には、一律に少なくとも2000万円の慰謝料に相当する精神的損害を被っている旨主張するが、避難指示等があったか否かや、当該地域における放射能汚染の程度等により、上記精神的苦痛の程度は当然に異なるものであって、上記のとおり説示した点に照らし、採用できない。

(3) そして、各原告の被侵害利益の内容及び程度は、その置かれた個別的な状況によって異なり得るものであるが、避難の合理性・相当性が認められる者は、いずれの原告らも、本件事故を原因として、住み慣れた自宅や地域に居住できない苦痛や不便な避難生活を強いられていること、放射能に対する恐怖・不安等を感じ、平穩な日常生活を喪失し、精神的苦痛を被った点においては共通しているものであり、総合的にみれば、居住していた地域又は避難指示等のされた区域の範囲ごとに、相当程度共通しているとみられる。この点、生活地域が当該居住地周辺のみにとどまっていることはまれであり、居住地から一定の広がりをもった生活地域が存在するのが通常であるが、上記のとおり、避難指示等が出されていたか否かによって、居住地決定権や平穩生活権に対する侵害の程度は相応に類型的に異なるものとみられるのであるから、原告らの損害については、本件事故当時居住していた市町村及び同市町村に対して出された避難指示等の内容等を基礎としつつ、本件に現れたその他の事情をも併せ考慮して判断するのが相当である。

2 具体的な慰謝料額について

原告らが本件事故によって被った精神的苦痛に対する具体的な慰謝料額については、原則として次の(1)ないし(8)のとおり算定するのが相当である。ただし、避難の合理性が認められる期間中に出産若しくは出生した者及び避難の合理性が認められる期間中に19歳に達した者については、その時期等に応じ、個別に慰謝料額を算定するのが相当である場合があるから(後記(9)参照)、そのような場合には、別紙9-1「裁判所の判断の理由の補足」欄に、認定した慰謝料額の理由を付記している(なお、本件訴訟係属中に訴訟承継が生じた者については、別紙9-1において承継原告の慰謝料額等を記載し、「裁判所の判断の理由の補足」欄に承継があった旨記載し、承継後の原告については、別紙9-2において承継原告の慰謝料額から弁済額を控除した残額を相続割合により除した金額等を記載している)。

(1) 帰還困難区域等

帰還困難区域等(帰還困難区域又はF町及びH町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域として指定されたことがある区域)に居住していた原告らについては、前記第2の3のとおり、政府の避難指示等により自らの意思にかかわらず本件事故当時の居住地を離れることを余儀なくされ、平穩な生活を突然喪失したこと、避難に関する十分な準備をする時間のないまま避難を余儀なくされたことにより、避難先において不便な避難生活を強いられたこと、福島第一原発からの距離が近く、あるいは放射性物質が多く拡散している方向に位置する地域で、本件事故後の放射線量の高い地域であったため、本件事故直後に大量の被ばくをした可能性が否定できず、それゆえ放射能に対する大きな恐怖や不安を感じたこと、長期間の避難生活が続く中で、帰還の見通しが見えない不安が少なくとも相当期間継続していたこと、地域における人々とのつながりや、学校、職場等も含めた社会生活の基盤を包括的に喪失したことが認められ、被った精神的苦痛は極めて大きいものというべきである。以上に加え、現時点の科学的知見において、いわゆる低線量被ばくが健康に悪影響を及ぼす可能性が明確に証明されていないとしても、放射能の人体に及ぼす影響の有無及び程度について未解明な部分もなお一定程度存在し、現在判明している程度以上の悪影響を与えるものである可能性もなお否定できないこと、それゆえ上記精神的苦痛は将来にわたっても続くことがあり得ること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、事故時住所が帰還困難区域等である原告らの慰謝料は、一人当たり1500万円とするのが相当である(なお、これらの区域の空間放射線量、避難指示の内容等を踏まえれば、妊娠の有無や年齢等によって慰謝料額は異なるものとするのが相当である)。

(2) 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域(ただし、F町及びH町のこれらの区域を除く。以下この項において同じ)。

事故時住所が旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域である原告らの避難の合理性・相当性については、前記第2の4で説示したとおりであり、これらの原告らについては、自らの意思にかかわらず本件事故当時の居住地を離れることを余儀なくされ、平穩な生活を突然喪失したこと、避難に関する十分な準備をする時間のないまま避難を余儀なくされたことにより、避難先において不便な避難生活を強いられたこと、福島第一原発からの距離が比較的近い等、本件事故直後の空間放射線量が高い地域であり、本件事故後に相当程度の被ばくをした可能性が否定できず、放射能に対する恐怖や不安も相当程度のものであること、自らが住み慣れた住居や地域に、少なくとも数年間という長期間にわたって帰還することが不可能となり、本件事故前の居住地における社会生活の基盤をほとんど喪失したこと等が認められる。

以上を踏まえると、事故時住所が旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域にある原告らについては、本件事故が発生した平成23年3月11日から、避難を継続することの合理性が認められる期間の終期である平成30年3月31日までの期間の慰謝料として、一人当たり850万円を認めるのが相当である(なお、これらの区域の空間放射線量、避難指示の内容等を踏まえれば、妊娠の有無や年齢等によって慰謝料額は異なるものとするのが相当である)。

(3) 旧緊急時避難準備区域

ア 一般大人(避難の合理性が認められる期間において妊婦又は18歳以下であった期間がない者。以下同じ)(別紙9-1の「区域区分」欄に「3」と記載された原告ら)について

事故時住所が旧緊急時避難準備区域である原告らの避難の合理性・相当性については、前記第2の5で説示したとおりであり、これらの原告らのうち避難をした原告らにおいては、平穩な日常生活を喪失し、本件事故前の居住地における社会生活の基盤を少なくとも相当程度喪失したこと、避難の時期について最終的には自らの意思によって決することが一応可能であったにせよ、本件事故発生後においては一刻も早く避難することを優先することも相応に合理的なものであり、十分な避難の準備ができないまま不便な避難生活を余儀なくされたこと等が認められ、避難をせずに事故時住所にとどまった原告らについても、直ちに避難をすることの指示こそされていないものの、常に緊急時に立退き又は屋内退避を可能とする準備をすることが求められ、緊張感が相当高い生活を余儀なくされ、平穩な日常生活を喪失したこと、避難をする者も一定程度おり、それらの人々とのつながりを喪失したこと、空間放射線量が平時よりも高い中で生活をしていることで放射能に対する不安等を抱い